日本モンゴル経済委員会 規約

第1章 総則

- 第1条 本委員会は日本モンゴル経済委員会(Japan-Mongolia Economic Committee)と 称し事務局を東京都に置く。
- 第2条 本委員会は日本とモンゴル国との間の経済協力および技術協力関係の発展を通じ、 同国の工業化に協力し、これにより両国間の貿易の拡大をはかるとともに友好親 善関係を促進することを目的とする。

第2章 事業

- 第3条 本委員会は前条の目的を達成するために政府の指導と協力のもとに関係諸団体と協同し、モンゴル日本経済委員会と緊密な連携をはかり、つぎの事業を行う。
- 1. モンゴルに対する経済および技術協力の推進。
- 2. 日本モンゴル間の貿易上の諸問題解決に関する仲介および斡旋。
- 3. 日本とモンゴルとの間の学術科学技術関係発展のための専門化代表団および研修生の 相互派遣ならびにレクチャー、シンポジュームの組織。
- 4. 合同委員会の開催ならびにその決議の推進。
- 5. 両国の貿易、経済および学術科学技術に関する資料の交換。
- 6. 両国貿易ならびに経済技術協力発展に関する日本政府に対する具申。
- 7. その他前条の目的を達成するため必要な事業。

第3章 会員

- 第4条 本委員会の会員はモンゴル国との貿易またはこれに関連する事業を営む企業、団体および個人とする。
- 第5条 本委員会への入会は、所定の入会申込書に入会金を添えて提出し、理事会の承認 を得なければならない。
- 第6条 会員は会費を納入しなければならない。
- 第7条 会員は総会において各一個の議決権を持つ。
- 第8条 会員は、つぎの理由により退会する。
 - 1. 会員たる資格の喪失。
 - 2. 死亡または解散。
 - 3. 退会の届出。
 - 4. 除名。
- 第9条 本委員会は、次の会員を総会の決議により、除名することができる。
 - 1. 本会の目的にはする行為をした会員。

2. 会員としての義務を怠った会員。

第10条 本会から退会した場合は帰納の入会金、会費その他本委員会の資産について請求 することはできない。

第4章 会議

- 第11条 総会は定時総会および臨時総会とする。
 - 1. 定時総会は年一回開催する。
 - 2. 臨時総会は会長または理事会が必要と認めたとき開催する。
- 第12条 総会は理事会の義を経て会長が招集する。
- 第13条 総会で承認を経る必要のある事項は、次の通りとする。
 - 1. 事業報告および収支決算。
 - 2. 事業計画および収支予算。
 - 3. 名誉顧問、顧問および名誉会長の推戴。
 - 4. 役員の選任。
 - 5. 規約の変更。
 - 6. 解散。
 - 7. その他、理事会が必要と認めた事項。
- 第14条 総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)によって成立し、議事は出席会員の 過半数をもって議決する。
- 第15条 理事会は会長、副会長および理事をもって構成され、総会から総会までの議決機 関とする。
- 第 16 条 理事会は理事の過半数の出席により成立し、議事は出席理事の過半数はもって議 決する。

第5章 役員

- 第17条 本委員会に次の役員を置き総会で選任する。
 - 1. 会長 1名
 - 2. 副会長 2名以内
 - 3. 理事 20 名以内
 - 4. 監事 2名
- 第18条 会長は本委員会を代表し、諸事業を総理する。
- 第19条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠員のときは、互 選によって定めた副会長がその職務を代行する。
- 第20条 理事は理事会をつうじて会務の運営に参画する。
- 第21条 理事は本委員会の会計を監査する。
- 第22条 役員の任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

第6章 会計

- 第23条 本委員会の事業年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第24条 本委員会の通常経費は別に定める規定による会費によってまかなう。会費は1年 ごとに予納するものとする。

但し、特別の経費を必要とする場合は理事会にはかり、その分担方法を決める。

第7章 事務局

- 第25条 本委員会の事務を処理するため事務局を設ける。事務局長は、理事会の議決を経 て会長がこれを任命する。
- 第26条 事務局長は事務局を統括し、日常業務の運営を掌握する。

付則

- 1. 本委員会の事務局は、(一社) ロシア NIS 貿易会内に置く。
- 2. 本規約は昭和51年5月14日から実施する。
- 3. 平成24年4月1日、改正、施行。

日本モンゴル経済委員会の会費規定

- (1)日本モンゴル経済委員会の規約により、本委員会に入会を希望する企業、団体および個人は会費を負担するものとする。
- (2) 本委員会への入会金は1社あたり3万円とする
- (3) 本委員会の会費は、会員1社あたり年額15万円とする。
- (4) 本委員会の会費は前納を原則とする
- (5) 本委員会の会費は委員会の通常経費に充当するものとする。 本委員会の運営上、臨時の支出を要するときは、理事会の承認を得た上、 会員に請求することができるものとする。

本規約は昭和51年5月14日から実施する。